指定訪問介護　介護予防・生活支援サービス
共生型居宅介護事業　運営規程

（事業の目的）

第１条　合同会社りんごの樹が設置するホームケアりんご（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問介護事業、共生型居宅介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護、共生型居宅介護（以下「訪問介護等」とする）の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の基本方針として、訪問介護員は、利用者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事などの身体介護、外出時における移動中の介護並びにその他の生活全般にわたる援助及び相談・助言を行う。

２　事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、相談支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

３　事業の実施に当たって、要介護状態の利用者にあっては要介護状態の軽減又は悪化の防止、障害福祉における利用者にあっては状態の維持・悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

４　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

５　訪問介護の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

６　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとする。

７　訪問介護等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等へ情報の提供を行うものとする。

（事業の運営）

第３条　指定訪問介護の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地等は、次のとおりとする。

①　名　称　　ホームケアりんご
②　所在地　　鳥取県東伯郡琴浦町八橋 126－3　高松アパート 2 号室
③　管理者　　三村　明史
④　連絡先　　0858-27-2600

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第５条　事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職　種	資　格	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	備　考
管理者	－		1			
サービス提供責任者	介護福祉士		1			
	介護職員実務者研修					
	介護職員基礎研修					
	(准)看護師		1			
※訪問介護員	介護福祉士					
	看護師			1		

等	介護職員実務者研修					
	介護職員基礎研修					
	介護職員初任者研修					
	ヘルパー１級					
	ヘルパー２級					
事務職員						

（１）管理者

従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている訪問介護等の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

（２）サービス提供責任者

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

・訪問介護計画等の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
・サービス提供にあたり、重要事項の説明を行い契約にかかる手続きを行うこと。
・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
・居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

（３）訪問介護員

・訪問介護員は、訪問介護等の提供に当たる。業務の状況により増員することができるものとする。

（４）事務職員

・事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

①　営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、１２月３０日から1月３日までと８月１３日から１６日を除く。
②　営業時間　午前８時３０分から午後１７時３０分までとする。
③　サービス提供時間　午前８時３０分から午後１７時３０分までとする。

（事業の内容及び利用料等）

第７条　訪問介護等の内容は次のとおりとし、訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬等の告示上の額並びに指定障害福祉サービス等費用基準額とする。訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、指定訪問介護では介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とし、共生型居宅介護では、利用者等から各市町が定める負担上限月額の範囲内において、当該居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

（１）訪問介護計画等の作成
（２）身体介護に関する内容
①排泄・食事介助
②清拭・入浴・身体整容
③体位変換
④移動・移乗介助、外出介助
⑤その他の必要な身体の介護
（３）生活援助、家事援助に関する内容
①調理
②衣類の洗濯
③住居の掃除

④生活必需品の買い物
⑤その他必要な家事
（４）通院等介助
（５）通院等のための乗車又は降車の介助に関する内容
２　第９条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
①　りんごケアタクシーの料金表に準ずる
３　前項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。
４　指定訪問介護等の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、同意を得るものとする。
５　法定代理受領サービスに該当しない訪問介護等に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した訪問介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
６　当日の利用キャンセルに関してはキャンセル料が発生します。

（緊急時等における対応方法）
第８条　訪問介護員は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。
２　事業所は、利用者に対する訪問介護等の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
３　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。
４　事業所は、利用者に対する訪問介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（通常の事業の実施地域）
第９条　通常の事業の実施地域は、琴浦町・北栄町・湯梨浜町・三朝町・倉吉市・大山町（旧中山エリア）の区域とする。

（苦情処理）
第１０条　事業所は、訪問介護等の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
２　事業所は、提供した訪問介護等に関し、指定訪問介護については介護保険法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力することとし、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。また、共生型居宅介護については社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。
３　事業所は、提供した訪問介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
４　事業所は、苦情内容の記録、県及び市町村等への調査への協力、指導後の改善、改善報告、運営適正化委員会への協力を行うものとする。

（個人情報の保護）
第１１条　事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
２　事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ

書面により得るものとする。

（虐待防止及び身体拘束適正化に関する事項）
第１２条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。また、身体拘束の取り扱いについても併せて検討するものとする。
（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
（２）虐待防止のための指針の整備
（３）虐待を防止するための定期的な研修の実施
（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者・障がい者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束適正化に関する事項）
第１３条　事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。
２　事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録することとする。
３　事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
（１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
（２）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
（３）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（業務継続計画の策定等）
第１４条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
４　感染症の予防及びまん延防止の対策については、委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（その他運営についての留意事項）
第１５条　事業所は、すべての訪問介護員（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）に対し、個別の訪問介護員に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
①　採用時研修　採用後１カ月以内
②　継続研修　年１回
２　事業所は、すべての訪問介護員に対し、健康診断等を定期的に実施する。
３　訪問介護員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
４　訪問介護員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者と秘密保持誓約書を用いて誓約を交わすこととする。
５　事業所は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護等の提供をさせないものとする。
６　事業者は、居宅サービス計画等の作成又は変更に関し、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等又

は居宅要介護被保険者等、相談支援事業所の相談支援専門員等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行わないものとする。

7　事業所は、適切な訪問介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

8　事業所は、訪問介護等に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低５年間は保存するものとする。

9　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社りんごの樹と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、令和８年７月１日から施行する。

令和８年10月１日改正。